

## 平成27年4月定例教育委員会 議事録

平成27年4月17日（金）午前10時00分～

### ○委員長

では、ご起立をお願いします。ただいまから平成27年4月定例教育委員会を開会します。よろしくをお願いします。（着席）それでは、教育総務課長から、日程説明をお願いします。

### 1 日程説明

#### ○教育総務課長

お手元の日程表をご覧くださいと思います。まず初めに、教育長から一般報告がございます。本日の教育委員会議案が3件、報告事項9件と、計12件でございます。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

#### ○委員長

教育長から一般報告と議案の概要説明をお願いします。

### 2 一般報告及び議案の概要説明

#### ○教育長

では、お手元の報告の用紙で説明させていただきたいと思います。年度末から年度始めにかけてまして会議も多かったですし、いろんな事業、行事とかがございました。3月24日は、臨時教育委員会及び教育振興協約の締結式ということで、委員の皆様にもご出席いただきましてありがとうございました。新しい制度になって、この協約というのが最後の形になると思いますけれども、今年度の目指すべき方向性というもの、あるいは、実施すべき事業がすべて盛り込まれているということでございまして、しっかり取組んでいきたいというふうに考えております。

3月25日には、制度開設から7年目を迎えましたエキスパート教員の新規認定者(13名)の認定授与式を開催しました。この時点では99名のエキスパート教員ということになったわけですが、その後教頭に昇任される方が抜けられまして、最終的に本年度93名のエキスパート教員が活動するという事になったわけですね。また後程、詳しく報告させていただきます。

3月26日には、4年前から東日本大震災の復興支援の一貫として石巻市の門脇小学校・中学校に、東部・中部・西部の教育局の教育相談員を二月に1回それぞれ1週間程度ということで派遣をしております。児童生徒の心のケアに当たっていただいております。1年間の活動の報告を受けたわけですが、4年過ぎましたが、まだまだ震災のストレスというものでありますとか、不安というものが拭き取られていない子どもも多くおられるということでございました。また、門脇小学校が子どもの数がどんどん減って行って、この春から石巻小学校に統合されるということで、また新たな不安要素が子どもたちにも出てくるということで、引き続き同じようにこの相談員を派遣させていただこうということで考えているところでございます。

3月27日には、3月15日から7泊8日の日程で韓国・シンガポールを訪問してきた、27名の高校生の皆さんが帰国報告にきてくれました。現地のキッカーマンでありますとか、セイコーでありますとか、シンガポールに位置しております会社訪問でありますとか、あるいは韓国の高中生やシンガポールの大学生などと英語で交流をするといったことで、活動を行って参りましたけれども、体験を通じて皆一人ずつに感想を言ってもらいましたけれども、やっぱりコミュニケーションツールとしての英語の大切さというのを、皆実感して帰ってきておりましたし、それから、受け身じゃなくて自分が主体的にいろいろ話しかけていくとか、行動していくということの大切さということも学んできておりました。また、話をするのに自分の地域のことをしっかりと学んで、知識として持ってないとなかなか話せないということを、随分と勉強してみたいでございまして、将来は、海外で働きたいというような志を新たにされたような生徒もおりまして、かなり成果が上がったのではないかと考えております。また、本年度もこの事業は継続して取り組みたいと考えております。

31日・1日は、退職者あるいは新規採用者など多くの方々に辞令を交付いたしましたし、また、今年11月14日から本県で初めて開催をいたします、近畿高等学校文化祭の事務局を担当する室を立ち上げ、発足式を行ったところでございます。また、新たに県立図書館の事務室内ではございますが、学校図書館支援センターという組織を立ち上げました。

7日・8日にかけて、県立学校の入学式がありまして、委員長を初め、委員の皆様方にはそれぞれご出席をいただき、厳粛な雰囲気の中で、生徒が新たに学びをスタートする場面を見届けていただいたところでございます。また、同じ7日には、博物館現状課題検討委員会に関する報告書を私が林田会長から受け取りました。また、詳細につきましては後程報告させていただきますと思います。

4月9日でございます。坂本委員と共に改築されました智頭中学校の竣工式に出席して参りました。ほんとに杉の町智頭に相応しい建物でございました。町民の方々の寄付によって、玄関にすごく大きな、24本とっておられましたけど、樹齢130年を超える杉の大巨木が使われておりまして、校舎にもふんだんに杉の木が使われているということで、温もりと安らぎを感じる立派な校舎になっています。生徒の皆さんが町民の皆さんの思いを感じ取って、これから感謝の気持ちを忘れることなく学んでほしいなあ、と書いていまして、私もその旨をご挨拶させていただいたところでございます。

4月10日には、市町村の教育長の皆さんにお集まりをいただいて連絡協議会を開催いたしました。協約を初め本年度取組をしようとしている事業について説明という趣旨の会でございましたが、とにかく同じベクトルで連携してやっていきたいと思いますということを申しあげました。ちなみに、4月から新しい教育委員会制度になったわけですが、市町村では、日南町が教育長の任期の途中ではあったんですけども、同じ方が一旦辞められて新教育長ということで、委員長がいないかたちでの新しい制度に移行されたというふうに聞いているところでございます。

4月14日、本年度で11年目を迎えます高校生のマナーアップさわやか運動の開会式に出席をいたしまして、運動を支えてくださる関係機関や参加者の皆さんに感謝の意を表したところでございます。今年度も4千名近い方々に参加をしていただくということで、県民運動としてしっ

かり定着しつつあるなということですが、高校生は毎年3年生が卒業して、新入生が入ってくるものですから、引き続きこれも取組んでいきたいというふうに考えております。一般報告につきましては、以上でございます。

続いて、本年3本の議案を提案させていただいておりますが、議案第1号につきましては、27年度の鳥取県教科用図書の選定審議会の諮問ということでございます。義務教育に使用する教科用図書につきましては、原則4年ごとに採択を行うこととされております。小学校につきましては、本年度から新しい教科書でということですが、中学校においては28年度から新たな教科用図書を使用することとなっております、その採択事務を行う市町村の教育委員会等に対して、県教育委員会が適切な指導・助言・援助を行うための必要な採択基準でありますとか、資料の作成等につきまして、審議会の意見を聞こうとするものでございます。また、議案第2号・第3号は、いずれも文化財保護審議会にかかる関係でございます、議案第2号につきましては米子市の久坂山瑞仙寺伝来文書であります瑞仙寺文書の保護文化財の指定及び、倉吉の陶芸家でいらっしゃいます山本浩彩氏を無形文化財の保持者として認定することについて、意見を伺おうとするものでございます。3号につきましては、先般、3月に諮問いたしました内容につきまして、専門的な見識が必要ということで、この審議に必要な委員を新たに任命しようとするものでございます。詳細につきましては、関係課長の方から説明をさせていただきたいと思っております。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長

高校生の海外体験推進事業事後報告会、何か紙とかでは作っていないんですか。

○参事監兼高等学校課長

また、まとめて報告書ができますので改めてお出しします。

○委員長

では、議題に入ります。本日の署名委員は松本委員と坂本委員にお願いします。

### 3 議事

#### (1) 議案

〔公開〕

議案第1号 平成27年度教科用図書選定審議会への諮問について

○委員長

それでは、議案第1号について、説明をお願いします。

○小中学校課長

よろしく申し上げます。小中学校課です。1枚めくっていただきまして、1頁でございます。先程ありましたように、4年に1回ということで、今年度は28年度に新たに教科書を採択して使用することになる中学校について、その採択事務を行わなければならない年になっております。県教育委員会としましては、市町村教育委員会に、適切な助言・援助を行うということが任務としてございます。これに当たって審議会の意見を聞く必要があるということで、そのことについては2頁「無償措置に関する法律」ということで、県教育委員会の任務等が指定されています。つきましては、1頁の一番下、1から6まである採択基準について、この内容について審議会に諮問しようとするものでございます。めくっていただきまして、3頁をご覧ください。採択事務に関連しまして、教科用図書の選定審議会等の今後の流れについて書いております。まず第1回の教科用図書選定審議会を4月28日に開催するというので、そこで県教育委員会から審議会へ①番から⑥番までの内容を諮問するというのでございます。その後、第一次答申は4月というふうに書いてございますが、第一次答申として次のページになりますけれども、第2回から第4回までの選定審議会を経まして、最終的には第二次答申ということで6月。こういう流れを計画しているところでございます。

5頁には、教科用図書の採択の日程ということで、市町村教育委員会サイドの動き等も併せて書いてありますけれども、先程申しました審議会に加えて、5月には調査委員会ということで、調査研究のための調査委員会を3回開催する予定にしておりますし、6月には並行して教科書展示会の方も行う予定にしております。そして、市町村教育委員会「採択地区協議会」ということで、5月から7月のこの間に、同時に進められていくという流れでございます。そして、最終的には8月31日までと書いてありますが、市町村教育委員会で採択の決定があつて、県教育委員会に採択結果の報告があります。こういう全体日程でございます。以上でございます。

#### ○委員

3頁の4月28日の諮問に対し、4月中に第一次答申というのは4月30日しかないのに、実際どうなんですか。

#### ○小中学校課長

実際は、この4月28日に、時間取ってございまして、その中で第一次答申、3頁の1番から6番までございますけれども、このうちの・が四つあると思いますが、1番と3番と5番と6番、これについてその部分については、その日に第一次答申ということになります。

#### ○委員

もう、答申ができているということですか。実際は。

#### ○小中学校課長

そういう手続きを経て、出していただく予定にしております。

○委員

5頁の教科書センターというのは図書室の中にあるんですか？県内10ヶ所の。

○小中学校課長

これについては、ちょっと私手持ちがないですけども、それぞれ、たとえば、東部教育局の方が中心になって展示の段取りをしたりして、それぞれの東・中・西の場所で行っております。

○委員

どこかの図書館とか、そういう場所を借りてとか。

○教育次長

教育センター内ですとか、倉吉市内の場所でしたら市立図書館が会場になりますし、それぞれの場所に10ヶ所設置するという事です。

○委員

コーナーを作って。

○教育次長

はい。

○委員長

今マスコミで話題になっております、領土に関する表記とかは、まさに中学校の教科書でも、比率が増えているということなんでしょうね。

○小中学校課長

そういうことです。

○委員長

これに伴って何か影響を受けるようなことはあるんですか。

○小中学校課長

採択事務そのものが、というのではないかもしれませんが、これに関わっているいろいろ聞かれたりというようなことは想定されるのではないかと。

○委員長

聞かれるというのは、誰が誰に聞かれるんですか？

○小中学校課長

たとえば、教科書展示会を見に来られたときなどに、そんなことがあるのかなど。

○委員長

基本的には、どこの教科書会社も、記述は増えているんですか

○教育次長

ほとんどの教科書には、固有の領土であるというようなことが明記されていたということです。学校にはそんな大きな影響はないんじゃないかなと思うんですけど。ただ、韓国や中国の反応というところでは、ひょっとしたら何かあるかもしれないとは思いますが。

○委員

展示の終わった教科書はどこへいくんですか？

○教育次長

展示の終わった教科書は、教育センターの場合、回収して教育センターが保管しています。

○委員長

1頁の諮問の次の5番の「市町村教育委員会及び義務教育諸学校の校長が採択する場合」というのは、どういう場合なんですか？

○小中学校課長

これは、主語としましては、市町村教育委員会が採択する場合という意味合いです。「及び義務教育諸学校（公立の義務諸学校を除く）の校長」となっていますので、そこは私立とかのことを指します。我々としての主語は市町村教育委員会です。

○委員

中学校にも私立がありますので、それは校長先生ということになるのではありませんか。

○委員長

分かりました。では、この議案はよろしいでしょうか。では、議案第1号については、決定いたします。

[公開]

議案第2号 鳥取県文化財保護審議会への諮問について

○委員長

それでは、議案第2号に進みます。説明をお願いします。

#### ○文化財課長

議案第2号、鳥取県文化財保護審議会への諮問について、お願いします。文化財課でございます。文化財の県指定に当たりまして、条例の規定により、鳥取県文化財保護審議会の意見を求めようとするものでございます。今回は、2件について諮問をしたいというふうに考えております。まず1頁目の1件目でございます。米子市の瑞仙寺に伝わります、「瑞仙寺文書」でございます。瑞仙寺は、室町時代に建立された曹洞宗寺院でございまして、伯耆国の守護でございました当時、山名氏から崇敬されておりました、歴代の文書が数多く伝来しております。この度諮問する古文書は、瑞仙寺伝来文書のうち、中世の文書31点でございます。これらの伯耆国を支配した人物から発出された文書群は、中世伯耆国の歴史を知るための基礎資料として、大変貴重なものでございまして、現在米子市の有形文化財に指定をされております。まとまりを持って県内に伝来した鳥取県関係の中世文書では、最も点数が多く貴重でございます。なお、写真の方に載せております山名教之書下の文書でございますが、こちらの内容といたしましては、瑞仙寺に対しまして守護への納税を免除するという内容でございまして、山名教之本人が書いたものということでございます。

2頁をお願いいたします。2件目は、無形文化財といたしまして、陶芸を指定し、倉吉市在住の山本浩彩氏を保持者として認定をしようとするものでございます。山本浩彩氏は、倉吉の国造焼窯の3代目でございます。作品の方は、写真の方に付けておりますけれども、たつぷりと張りのある像を作り出すロクロ整形の壺に茜色の色調の変化によりまして、大気のような模様を表現した焼締窯変茜壺という特徴的な壺を作成されます。昭和59年に日本伝統工芸展に初入選以降、多くの受賞歴を持っておられまして、その芸術性技術が高く評価をされている、鳥取県を代表する陶芸家でございます。以上2点、審議の方をよろしくお願いします。

#### ○委員長

どうでしょうか。そういうことですので、原案どおり決定させていただきます。

[非公開]

議案第3号 鳥取県文化財保護審議会専門委員の任命について

#### (2) 報告事項

#### ○委員長

それでは、報告事項に移ります。始めに事務局から順次ご説明いただいて、その後各委員からの質問をお願いしたいと思います。報告事項アからカについて、報告をお願いします。

報告事項ア 平成26年度鳥取県特別支援学校における医療的ケア運営協議会の概要について

## ○特別支援教育課長

特別支援教育課です。特別支援教育課は、特別支援学校にかかる課題について昨年度、2件について協議会等で、意見交換・対応方針等検討して参りました。その2件について今回ご報告させていただきます。

最初に報告事項アでございますけれども、特別支援学校における医療ケア運営協議会の概要についてということでございます。おはぐりいただきまして1頁をご覧ください。この医療的ケア運営協議会につきましては、県の附属機関条例に基づく附属機関となっております。特別支援学校における医療的な介助行為の実施に関する事項を協議する審議会という位置付けになっております。特別支援学校におきましては、近年医療的ケアを必要とする子どもたちが非常に増加してきているということに合わせて、その医療行為の高度化と言いますか、重度化しているという現状がございます。また合わせて、県の動きとしまして、こうした重度の障がいがある子どもたちも病院・施設で暮らすのではなく、地域に移行しようという動きが進んでおりまして、こういった障がいがある子どもたちも、医療的ケアを受けながら、学校に通ってくるという現状になっております。今年度、特別支援学校の方には、77名の医療的ケアの必要な子どもが通ってきているという現状がございますので、現在課題となっております頻繁な痰の吸引が必要な子どもたち、あるいは医療的ケアの可能性が、困難性の高い児童生徒たちの学習をどうしていくかという点と、合わせまして、そういった医療ケアの必要な児童生徒が学校の敷地外に出て、学習する場合の対応、この2点についてご議論をいただきました。10月、12月、1月と3回に渡ってご議論いただいたところでございます。

協議の概要でありますけれども、まず1点目として、3のところになりますが、頻繁な喀痰の吸引あるいは気管切開で、喉に入れていきますカニューレという管の処置等について、ある子どもたちについての医療的ケアをどう対応していくのかという問題について、大きく二つについて議論をいただきました。一つは、何回も吸引が必要な子どもたちに対して日常的に学習場所で吸引を行う場合、どういう体制を取っていったらいいかということでもあります。現状としましては、児童生徒と教職員が授業中に教室を離れることが多くなる。実際には、教室で授業を受けているんですけども、痰の吸引が必要な場合には、ケアルームに移動して看護師に吸引をしていただくというようなことをしておりますので、その間で授業が中断してしまうというような問題、あるいは車椅子に乗り降りさせる間に、こうした痰の詰まり感が重度になってきて、そういったことに関与する教職員の負担感が多いという問題という現状が起こっておりますので、これをどう対応していくのかということでご議論いただきました。今後の方向性としては、看護師がケアルーム以外の場所で吸引ができるように教室に向いていって、看護師が吸引できるというような体制を取っていくということ、そのためには、一つは看護師の動線を考慮した教室の配置というような、医療ケアの必要な子どもはケアルームに近い場所に教室を準備するといったような、学校での対応を実際の運用として、今後検討していくことが必要でないかということでございます。それから、もう一つは、呼吸状態を維持・改善する、こういったことによって、痰の吸引が必要となる回数を減らせるのではないかということで、実際には取組例の方にあげておりますけれど

も、理学療法士と連携しながら、子どもの姿勢の維持をどういうふうにしていくのかということで、呼吸を楽にし、痰の吸引が少なく済むような、こういったところの知識を教職員も学んでいく、そういったことで対応していくという方向性が協議会の中では出されました。

二つ目として、高度な医療的ケアの実施ということです。重度化に伴いまして、実際には、校医から出された医療ケアの指示書が、今は現在すべて学校が何とか対応しているんですけども、学校看護師ではなかなか対応できないような、実際やったことがないような、経験したことがないような対応を求められてくるというようなケースも出てきております。また、大半を教室に行かずに、ケアルームで1日を過ごすという子どもも出てきておまして、こうした教室での学習の難しい児童生徒を、こういった子どもたちの教育をどう対応していくのかといった課題について議論をしました。対応の方向性でありますけれども、まず一つは、学校であるということを保護者にも十分認識していただかなければいけないだろうということで、学校は医療現場ではないので、当然できることとできないことがあるということを保護者にも理解を求めていく。それに当たっては、学校医と校長が、きちんと医療ケアの実施内容を「これは、ほんとうにできるものか」といったことの事前確認をきちんとしていくということ、更には、場合によっては、学校にきて授業を受けるのではなく、訪問教育というかたちで、学校から出向いて行って、医療現場であったり、自宅で教育をするというようなことも、検討していく必要があるんじゃないか。この辺りはガイドラインでありますとか、そういったことにアドバイスできるようなスーパーバイザーのような方にもお願いして、検討していただく必要があるのではないかとということ。

三つ目に書いてありますのは、当然看護師も研修をしまして、技量をあげていくということがありますけれども、四つ目の○として、教職員自身も医療ケアをサポートするような、実際に痰の吸引をしたりするわけではないんですけども、子どもの様子の変化に気がつけるような、医療ケアをサポートできるような専門知識を持っていく必要もあるだろうということでもあります。この辺りは、今後、研修を実施していくかたちで対応していきたいと思っているところです。また、ずっとケアルームで過ごしている子どもに対しましては、それに対応した柔軟なカリキュラムを作っていく、たとえば、体力負担を考えて授業の時間数を減らすとか、1時間の時間を短くするような、こういったような柔軟な対応をしていくことが必要でないかという方向性が出されました。

大きく二つ目として、2頁の方に参りますけれども、医療的ケアの必要な児童生徒が敷地外に出て学習する場合、いわゆる修学旅行等、校外学習をする場合には看護師・医師を配置して、校外の学習に出るような体制を取っております。ただ、非常にこの運営の仕方が少し細かいといえますか、学校の前の公園に出て生活をするような場合にも、校外学習になりますので、別途看護師を頼まなければいけないという状況になるという現状がありますので、そこは少し柔軟に、学校に配置している看護師が付いて敷地外であっても近隣の校外学習ができるような体制になるように、今の実施要綱を改めようということでもあります。こういった部分につきましては、医療的ケアの実施ができるような要綱を改正するというような方向性でご議論いただきました。

運営協議会の概要については以上でありますけれども、これを受けまして、今後学校現場での研修でありますとか、更にもう少し踏み込んだスーパーバイザーとか、ガイドラインをどうして

いくのかといった問題については、引き続き27年度も運営協議会の中で議論を深めていきたいと思っております。

#### 報告事項イ 特別支援学校運動・スポーツ体制整備プロジェクトチーム会議の概要について

##### ○特別支援教育課長

報告事項イをお願いします。特別支援学校運動・スポーツ体制整備プロジェクトチーム会議の概要についてでございます。特別支援学校の体力向上、あるいはスポーツにつきましても、26年3月にも策定されておりますけれども、スポーツ推進計画の中の基本方針の中にも、学校体育と運動機会の充実による基盤作りでありますとか、競技力向上に向けたスポーツ環境の総合的な整備ということで、特別支援学校の役割についても触れられているところでございます。また、2020年のパラリンピックに向けて、競技力向上という意味で、スポーツ戦略会議の中でも特別支援学校の部活動でもっと頑張れないかとか、体育大会といったものが開催できないかといったような要望も受けているところでございまして、県内の九つの特別支援学校の関係者と、それから障がい者スポーツ協会にも参画いただきまして、プロジェクトチームを作りまして、特別支援学校の今後のスポーツ運動関係の体制整備について、議論をしたところでございます。

概要としましては、1頁にあげておりますが、10月と12月の2回開催をしました。大きく二つの柱で協議を行いました。一つ目として競技力向上に向けた環境作りということで、一つ目の「・」にありますように、各学校での部活動は、それぞれ学校の実態に応じて活躍実施しているので、今までどおりの実施が望ましい。逆にいうと、なかなか時間数を増やしたりとか、部活動の時間を延ばしたり、回数を増やすというのは、なかなか難しい現状にあるという。それは学校の教職員の授業への関わりの部分であったり、ほとんどの子どもがバスでの通学の送迎を受けておりますので、そのバスの配置といったこともあって、なかなかそこは難しいというようなご意見もありました。また、三つ目の「・」にありますように、障がい者スポーツ協会とか、各競技団体と情報共有するための連絡会みたいなのが必要でないか、様々な地域でのイベント・大会が行われていますけれども、そうした情報が伝わって来てないというようなお話もありました。また、一番下の「・」にありますように、就職してからも競技に参加できるような体制を更に充実してほしい。特別支援学校で部活動とかをしても、地域に出てからそういった活動をする機会がないといったような声がありました。ここは、就業する企業にも理解を推進していくことが必要でないかといったようなご意見があったところであります。

二つ目の括弧として運動を楽しめる環境作りということで、子どもたちが運動に親しむ環境をどう作っていくかという観点について議論をいたしまして、やはり体を使って表現する楽しさというものについて、子どもが参加できる場がもっとあればいいのではないかと、あるいは保護者が一緒に運動しようと、あるいはイベントに連れていこうと思えるような環境を作っていく必要があるんじゃないか。それから最後に、一番下の方で、大会イベントに参加するために、とくに移

動とか介助に対する支援、こういったところがないと、なかなか地域の活動には参加できないんじゃないかといったような意見が出されたところであります。

2頁の方に移りますけれども、こうした課題の提示を受けまして、一つ目の○として、各特別支援学校の担当者、障がい者スポーツ協会、県教育委員会等が定期的に情報交換を行うことで、環境整備をどう充実していくかということの議論をしようということが、一つの方向性として出されました。これにつきましては4月14日に、特別支援学校運動スポーツ推進連絡会を設置いたしまして、議論をスタートさせたところでございます。各学校の教頭先生を初めとする担当者、障がい者スポーツ協会、教育委員会の体育保健課、それからスポーツ課も入っていただきまして、今後のスポーツ環境のあり方についての議論をさせていただきました。資料の方は付けておりませんが、その中で、とくに協議の場でも出された部分としましては、やはり学校で活動するには、指導者とかがもっと必要だということ、あるいは地域での活動の場の確保ということが必要ではないか、更には特別支援学校の生徒も、パラリンピック等に向けまして強化指導を受けている選手もいるんですけども、そういった選手が就労する際の企業への働きかけといったことも必要ではないかといったご意見もいただいたところでございます。この推進連絡会も今後4回程度議論をしていきまして、今後更に、こうした社会資源にどうつないでいくのか。放課後等、学校施設を利用した社会体験の実施ができないかということも議論してみたいと思っております。

また、方向性の二つ目としまして、とくに参観日とかPTA行事等、保護者が参加する学校での運動活動に、もっとスポーツ協会と一緒に参加することで、いろんな種目といいますか、競技についての理解が深まるんじゃないかというお話もありました。現在、昨年度から「目指せパラリンピック」という事業で、パラリンピックの種目になっているような障がい者スポーツについて、スポーツ協会が学校に出向いて行っていただいて、生徒が体験するような機会を持っておりますので、そういった取組みを引き続き実施したいと思っております。また、先程の4月14日に開催した推進連絡会の中で、引き続き議論していくこととしたいと思っておりますけれども、もっと社会資源を充実させていくということや、子どもが参加できるための体制、送迎であるとか、介助が必要な子どもたちに対する支援といったようなことも含めて、学習したことを余暇とか将来の活動につなげるような取組みを、今後の方向性としては議論していきたいというふうに考えているところでございます。以上、2件の報告を終わります。

#### 報告事項ウ 鳥取県立倉吉農業高等学校演習林活用策の検討状況について

##### ○参事監兼高等学校課長

報告事項ウ、鳥取県立倉吉農業高等学校演習林活用策の検討状況について、ご報告申しあげます。高等学校課でございます。1頁に書いております内容としておりますけれども、近年、林業を学ぶ生徒あるいは、機会が減ってきておまして、倉吉農業高校の演習林の利用の機会が少なくなっております。間伐など十分な管理が行えない状況になりました。近年、地域の小学生との交流の場「鳥取共生の森」としての利用など、新たな取り組みを行っております。その中で有効的な活用法について検討を進めておりますが、管理が十分できていない演習林につきまして、間

伐はもちろんやっていくんですけども、県民の森としての活用はできないかというような検討が行われました。委員は7名の方をお願いをいたしまして、3番の検討会を実施したところでございますけれども、検討会に当たりましては、三つの専門の分科会に分かれて濃い議論をしていただくことにしております。5回の検討会のうち最初と最後には全体会をやりますが、その間各部会（動植物生態部会、学校教育活動活用部会、県民としての活用部会）に分かれて検討しました。2頁でございますけれども、その検討をいただきました結果、幾つかの事業案をいただきました。そこに挙げておりますけれども、今後の事業はどう進めるかということでございますが、間伐整備につきましては平成29年までに1回完了して、また次の整備は、30年度にまた検討するというところでございますし、いただきました事業案につきましては、森林活用事業につきましては、今年度から実際に学校で取り組んでいくということにしておりまして、3頁の方に、どうやって事業をどう進めるかということについて、授業でやるとか、あるいは外部講師を招いて、外に出て体験するとかいった形で今年度から進める。一部昨年度から取り組んでおりますけれども、そういったようにすることにしております。以上でございます。

#### 報告事項エ 平成27年度鳥取県立高等学校入学者選抜学力検査（得点状況等）について

##### ○参事監兼高等学校課長

今年度の高校入試につきまして例年と同じく、中学校で学習する基礎的基本的な事項に関する知識や理解をまず見るとともに、総合的・多面的に、思考・判断・表現する力を見ることにしています。各教科とも平均得点は大体25点から30点に設定をしております。50%から60%ということでございます。本年度の結果でございますけれども、国語・社会・理科は、総得点につきましては、参考にあげました平成26年度よりも高く出ております。それから、数学と英語につきましては昨年度よりは点が低く出ておりますけれども、過去5年間で見てみますと、国語・社会は総得点につきましては過去5年間で最も高くなっております。英語につきましては、2番目、数学につきましては3番目といったところでございます。英語につきましては、今年度試験時間を50分から60分に10分間増やしましたけれども、きちっと点を取って高得点でありました。2頁には、度数分布をあげております。そして3頁から8頁まではグラフ化しておりますが、国語・数学・理科につきましては、いわゆる選抜試験の特徴であります中央値を中心とした正規分布となっております。社会科につきましては、一部不適切な設問がございまして、すべての生徒に2点加えるという形にしておりますけれども、それにしても非常に高得点でありましたが、4頁のグラフを見ていただきますと、中央値を中心とした正規分布ではなくて、右側に動いているという、つまりこれは成績がいいときの傾向になっております。随分良く取れてるなというところでありまして、それから、英語は、2年程前まで毎年のように高得点のところと低いところの二つのピークがありまして、そこを中心としたいわゆる「ふたこぶラクダ」という指摘がございました。昨年度少しその傾向が変わりましたが、今年度につきましては「ふたこぶラクダ」という形はなくなっています。中央値をはさむのではなくて、高い方と低い方の二つではなくて、下位の方の山が削れて中位の方に動いているというところで、学習成果が現れているなということ

感じます。同じく8頁の総得点を見ましても、いわゆる中央値を中心とした正規分布よりも右に寄っております。全般に中学校での学習成果が現れていると思っております。その後、我々で各教科を分析しましたものを載せておりますけれども、総じて基礎的基本的な問題については、良く解けております。与えられた条件を元に幾つかの知識を活用したりとか、自分で表現するといったものは、やや正答値が低くなっておりますし、とくに正答値が低くなった理由の一つに、数学の各大問の中で後半の方は割と思考力を問うものが入りますが、そのところに無答というのが少し目立ちました。それが、応用問題の正答率の低さの要因の一つになっております。後の方に問題ごとの正答率が載っておりますけれども、先程申しましたような傾向が見られたということで、中学校での学習成果がよく現れた検査だったというふうに感じられました。以上でございます。

#### 報告事項オ 鳥取県立図書館『学校図書館支援センター』の開設について

##### ○図書館長

それでは、報告事項オ 鳥取県立図書館『学校図書館支援センター』の開設について、報告します。図書館長でございます。よろしく申し上げます。新聞テレビ等でも最近報道されていますので、見られた方も多いと思いますが、県立図書館ではこの4月から学校図書館支援センターを開設いたしました。就学前から高等学校までの一貫した見通しをもった図書館活用教育を推進して、学校教育をバックアップするという取組みでして、言ってみれば、県立図書館が持っている豊富な資料や専門性を生かして、学校図書館をバックアップする応援団のような取組みだというふうに考えております。この取組みにつきましても、司書教諭の経験のある学校図書館支援員、それから図書館におります専門性の高い司書を構成員とする館内チームを作って、その際、関係課や市町村教育委員会や市町村立図書館等と連携しながら、学校教育のバックアップに取り組むということを考えております。ちなみに全国の市町村にはこれと同じような取組みが既に幾つかあるようですけれども、県立図書館で「学校図書館支援センター」を開設しているというのは、全国では初めてということでございます。下に平成27年度の業務というのを書いておりますが、メインになりますのは、アイウと三つ挙げておりますが、イのところの「研修・支援・訪問相談」ということをして、ウに挙げてあるような「資料提供」とか、情報提供といったようなことに加えて、学校図書館に関して各種研修会や講座を開催したり、市町村立図書館や市町村の教育委員会等が実施されます各種研修会に、このセンターから講師を派遣したり、訪問相談を行ったりしたいと考えております。それから、授業で使える資料や情報等を掲載したホームページを更に充実して、様々な情報提供も行いたいと考えております。合わせて、アのところに書いてありますが、このセンターの取組みの中で、イウに挙げてありますような実際の取組みと並行しまして、今後の就学前から高校まで一貫した見通しを持った取組みをするためのビジョンを策定したいと考えております。併せて学校司書や司書教諭の参考になるようなハンドブックを作成したいということで、これらはいずれも今年度中には策定したいと思っております。この4月に、学校図書館法の一部改正によりまして、学校司書の配置や研修の努力義務というのが規定されました。学

校現場では、今後更に専門職としての学校司書の重要性が増していくと思われまし、司書教諭を初めとする教職員と連携して、学校図書館を活用したいということがこれから増えていき、児童生徒に対応した学びが充実していくように努めたいと思っております。以上でございます。

#### 報告事項カ 鳥取県立博物館現状・課題検討結果報告書について

##### ○理事監兼博物館長

続きまして、報告事項カの鳥取県立博物館現状・課題検討結果報告書について説明させていただきます。この現状・課題検討結果報告書につきましては、4月7日に検討委員会の林田会長から教育長に宛てて報告を受けました。この委員会の件につきましては、教育委員会でもいろいろと報告させていただきましたけれども、3月23日に6回目の委員会が開催されまして、この委員会の検討状況については、博物館の協議会の方にいろいろ報告させていただきながら、その意見も反映しながらまとめてきたところでございます。3月31日には、最終的な結果を博物館協議会の方にも諮っております、その意見も反映して、若干の修正を施しまして、4月7日に報告させていただいたものでございます

概要でございますけれども、基本的に中身は、これまで教育委員会にも報告させていただきました。各委員会での提出資料なりそこでの議論なりをまとめたものでございますが、具体的には、A3の大きな1枚ものを見ていただきたいと思っておりますけれども、基本的には左側の方から進めていったわけですが、まず、現状点検をいたしました。現状点検では、いろんな項目ごとに、できていない項目の主なものを×として掲げておりますけれども、こういういろんなできてないところが明らかになってきた。そしてその×を○にするのが課題だということで、並べ替えて整理したものが、左の真ん中辺の課題ということで、この各課題についての対応策を検討したのが左側の真ん中辺で、いろんな対応策を提起していただいた。これについては、ほとんどがソフト対策なんですけれども、ハード対策については、またちょっと別途検討するというので、ハード対策について検討した結果が右側の方でございます。これについては前にも申しあげましたように、今の施設の中でこの課題に全部対応することはできないが、現施設は立地もよくていい施設なので、建物は維持して使っていきたいということで、今、博物館にございます自然・歴史・美術の3分野のうちの1分野は出して、2分野は現施設に残るという対応がいいんじゃないかという提言をいただいたところでございます。具体的には右側の下の方に出ております三つの選択肢ですね、これをベースにして、県民の皆さんの意見をよく聞いて、県民の皆さんの議論を深めていただいて検討してくださいということが、ハード面についての検討委員会の結論ということでございます。これを受けて、今後の進め方としましては、この提言の趣旨なり、あるいはこれとは別途に県民アンケートを実施しております。これだけで判断するのはどうかということで、結果も報告させていただきましたけれども、限られた電子アンケートでしたので、これだけで県民の意向を完全に把握できるものではないと申しあげておりますけれども、その後、知事選でアトピアとっりの拠点として美術館建設を、と公約された知事が圧倒的多数で当選されたという状況を踏まえすと、また、知事の方からはその期間中に、いろいろ県民の意見を聞いたけれど

も、大体美術館整備ということに反対される方はなく、大体早くしてほしいというような意見が多かったということでありまして、選挙ということでその間に県民の意見もある程度把握できたということを考えますと、美術館を新たに設置して、残る自然・歴史分野は現施設を改修して対応するという方向で検討してはどうかと考えております。そういう意味で今後は、ただ美術館を作るといっても、それについてはどういうものにするか、どういう機能を持ったものにするか、どういう施設設備を備えてどういう規模にして、どんな場所に設置するか、どういう体制で運営していくかといったことについては、よく考えていく必要があると、これについては県民の皆さんの意見を聞きながら進めていく必要がありますので、今後知事部局とも相談をしながら、6月議会に詰めていく作業、それについての予算を提案して、それと同時並行して美術館を建設する方向でいいかどうか、それについて議会でも議論していただいて、方向性を決められたらと考えておりまして、その辺についてある程度整理ができれば、またこの委員会にご相談したいと思っています。以上でございます。

○委員長

では、アからカまで報告いただきましたが、ただいまの説明について、質問があればお願いします。

○委員

医療的ケアを必要とする生徒というのは、イメージが湧かないんですけど、具体的にどういう病気の方、就学は可能という判断？

○特別支援教育課長

はい。就学は可能という判断でありますけれども、病気といいますか、一番多いのは痰の吸引を。

○委員

どういう病気だと、そういう痰が。他の病気は大丈夫なんでしょうか。

○特別支援教育課長

いや、大概そういう子は、ほぼ寝た切りの状態で学校に通ってきています。

○委員

何か喉の切開手術をしているとか。

○特別支援教育課長

切開している子もいますし、呼吸器を付けている子もいます。

○委員

知的障がいはないんですね。

○委員

いえ、重複している場合も結構あります。そして、肢体不自由の方がいらして、ベッド上というか、バギーとかに乗ってやって来ます。私もなるべく早くいろんなことが進んでいくのがいいなと思ってお聞きしていたんですが、方向性が出たんだけども、まだ引き続き27年度も検討されるんですか。

○特別支援教育課長

はい、一部できることは、職員向けの研修であるとか、学校における教室の配置とかは随時対応していきますけども、ガイドラインというようなもの、判断基準とか、スーパーバイザーにどのような指導をしてもらうのかというようなところとか、まだもう少し検討するところも必要かなと思っています。

○委員

たとえば、ちょっと校外に出た場合なんかは、要綱を改訂しなければいけないと書いてあるんですけども、そういうのが、時間がかかるんですか？

○特別支援教育課長

いや、それはすぐ改正して、学校に配置している看護師が付いて出るという形をとりたいということにしております。

○委員

わかりました。

○委員

一つの養護学校に何人ぐらい、そういう大変な生徒さんがいらっしゃるんですか？

○特別支援教育課長

たとえば、鳥取養護学校でありますと、全校生徒が70人ぐらいで約半数の30人程度が、ケアが必要です、給食も口から食べられないので、胃に直接チューブを入れて食べさせるという胃瘻が必要な子が約30人います。

○委員

その生徒さんに、教員は常時付いている？

○特別支援教育課長

教員は一人付いておりますけれども、ほぼ1対1になっています。

○委員

隣に看護師さんを配置してあるようなケアルームの横に大きな教室をつくれませんか？

○特別支援教育課長

学校の配置上の問題がありますので、なかなか難しいところがありますけれども、看護師が常駐している部屋の近くに、重たい子の教室を確保するには、各学校で配置をしていただくようにしています。看護師も鳥取養護学校だと、5人の看護師で対応しておりますので。

○委員長

今回、主に大きく2点分けて、(1)と(2)ということで協議してもらった。この2点が選ばれたのは、これについて何か問題意識が強いということなんですか？

○特別支援教育課長

はい、議論してもらった内容を事務局で考えた中で、とくに今課題となっている部分の2点をピックアップしました。学校でも特に課題となっているというご意見をいただいておりますので。

○委員

「学校は医療現場ではないということを理解してもらおう」という意見が出ているということは、理解していない保護者がある程度いらっしゃるということで、何かある度にいろいろと言われるということですよ。

○特別支援教育課長

そういう保護者の方もいらっしゃいます。委員長の質問にもありましたように、(1)の①はどちらかという、保護者の方からの声が多くて、教室で授業中断にならないように痰の吸引等してほしいといったことで、②の方はどちらかという、学校側の事情として、ほんとに全部いろんなケアを、学校でしないといけないのだろうかといったような、現実には今各学校で必要なものは全部対応してきているんですけども、その辺りのところで、どうなんだろうかということです。

○委員

毎日、生徒さんを家まで迎えに行っているんですよ。

○特別支援教育課長

スクールバスに乗せるか、家から保護者が車で送ってきているかです。

○委員

難しいところですよ。訪問になってくると人数が限られてくるので。保護者の方はできるだけ、学校へ行かせたい。どこまでを家で見せてあげて、どこの子どもさんからが学校で見られるか、難しいところですよ。

○委員

訪問になると、そこで国語を教えたりなんか、そういうこともやるわけですか？

○委員

訪問の場合はしています。

○委員

お母さんは淡の吸引はできるんですか？

○特別支援教育課長

お母さんは、家庭ではできます。

○委員

国語とかそういうのではなくて、音に反応するとか、固まっている部分を少し柔らかくするための自立活動的な運動を一緒にするとか、いろんな感覚を少しでも良くするための学習とかたちですよ。

○特別支援教育課長

はい、そういうことです。

○委員

保護者に一緒に入ってもらってやるというわけにはいかないんですか？働いているからできないんでしょうか。保護者が日中働いている間の預かりというようなことも兼ねているとか。でも、学習の場だからそういうわけでもない。

○特別支援教育課長

はい。学習の場ですから。

○委員

子どもの人数と看護師さんの数からいったら、やっぱり看護師さんのところに行くというスタイルでないと、だめなのかなと。

○委員

将来寝たきりの子どもさんが卒業したら、どうするんですか？

○特別支援教育課長

卒業後は、障がい者のサービス事業所で、生活介護といったような事業所で、同じようなりハビリをしながら、日中生活をするというような形の対応になっていきます。

○委員

お聞きしていると、身体障がいのようなのですが、福祉施設の方では重症心身障がい児施設というのがありますね。それと特別支援学校の振り分けというのは、どういうふうにされているんですか？卒業後のことはそういう施設に行かれることもあるでしょうけど。

○委員

自分の言葉ではっきり話せない子どもさんもいますが、でも、学齢期の子どもさんは、やっぱり学校に行くのが流れですので、訪問で尋ねて行くか、学校でみるか。卒業後に、福祉施設に行くことはあると思います。

○委員

そうですか。

○委員

重度心身障がい者センターには子どもはいないですか？

○特別支援教育課長

県内でいうと、鳥取医療センターの中に白兔養護学校の訪問学級というかたちで教室を持っておりますので、そこで授業を行うという形になっていますし、西部の方であれば、総合療育センターの中に入所しながら、皆生養護学校にその子どもたちが通ってくるという形で、18歳まではそこで教育を受けます。

○委員長

非常に専門性が高い話なので、我々がどうすべきだとか、なかなか分からない部分も多いところですが、今、現状の枠とか体制の中で、どうできるかということでご議論いただいているかと思うんですが、抜本的部分で何か変えた方がいいというような話は出ているんでしょうか。要するに我々が、ここで何か変えた方がいいんじゃないかということは。

○特別支援教育課長

そこまでの意見は出ていないということと思いますが、今は鳥取県としては看護師がそういったケアをしていくという方向性で進んでいますけれども、他県は、教員が痰のケアをするという取組をしている県も、どんどん増えてきておりますので、鳥取県も最終的に、看護師をどんどん増やしていけばいいんですけども、看護師の充足ができないというようなことになったときに、実際に教員が痰の吸引等をするかどうか、そういったところの議論が必要になってくるかと思えます。

○委員長

法律ではどうなんですか。

○特別支援教育課長

法律で、一定の研修を受けた教職員は、痰の吸引であるとか、胃瘻によっての栄養補給ができることになっております。

○委員長

要は、研修ということですか

○特別支援教育課長

研修ですね。

○次長

ただそこに教員が、いわば医療的行為をするのに、リスクとのバランスをどう考えるかという問題がありまして。

○教育次長

かなり抵抗感もあるので。端的に言えば、もし何かあったときどうしよう、というような。

○委員

通常学校の養護の先生もそういう医療行為はしません。看護師の資格がある養護の先生がそれをしていないのに、看護師の資格のない学校の先生がしているというのは、私もちょっと知らなかったですね。

○委員

他県ってどれぐらいの県ですか？

○教育次長

ほとんどじゃないですか。鳥取県は看護師を専門的に入れているというのは、かなり先進的だと聞いています。

○委員

鳥取県の方が先進的なんですね。

○委員長

なるほど。でも他の様々な状況もある中で、看護師の人数を増やすという話にもならないですよ。

○特別支援教育課長

毎年ちよつとずつ予算要求して実情も説明し、増やしてもらっているところです。ただ、なかなか、募集しても看護師が来てくれないという現状もあつたりするものですから、その辺の問題も。

○委員長

教育水準の維持のために、教員が担当する方が運用性が高くて良いということであれば、それはそういう方向で動いた方がいいですよ。その辺の判断を、ここで話しますか？

○特別支援教育課長

協議会の中で、もう少し状況を見ながら、いずれはそういうことになるのかなとも。

○委員

イメージで、30人がいて一人終わったと思ったら次ということで、もう頻繁じゃないですか。それを教員がやったら授業にならないということにはならないですか。

○委員長

でも、特別支援学校の場合、職員には割と余裕があるから。

○次長

教員と生徒は、マンツーマン的になるので、一人の教員がそこを見ているわけですから、30分ごとに吸引をしてということですから、いちいち医療ケアルームに運んで看護師さんにかかるというのでなければ、時間的効率性はあるということです。

○委員

けれども、場所を離れているのが問題じゃないですか？

○教育長

それはあると思います。

○次長

特別支援学校は児童生徒が増えていく中で、平屋建てに増築、増築ときているものですから、実際、教室とケアルームとの配置がなかなかうまくいかないということもあって、これからの特別支援学校の整備の中でその辺どう考えていくかというハード面の部分もあります。

○教育長

今話を聞きながら、一度学校を訪問させていただいて、その辺の状況も、つぶさに見ていただくといいなと思います。

○次長

ケアルームもなかなか手狭になってきています。

○委員

行ったことがあるので大体イメージは湧くんですが、これって一番大事じゃないですか？場所を近接させれば？

○教育長

できる部分は、今、工夫しつつやっているということ。

○委員

小さな部屋でないと個別の指導ができないから、それが幾つもあるわけで、広い部屋での個別の対応は難しいです。

○教育長

真ん中にケアルームみたいなものがあって、その周りに建物があるというようなことになれば。

○次長

今から建てるならばできますが、既存の物に増築、増築ときていますので困難な状況です。

○委員

特別支援学校の生徒たちは通学ですね。通学型、通園型でない居住型は、児童福祉施設になるわけですか。びわこ学園のような大規模な施設は鳥取県にはないわけですね。

○次長

ないですね。今、皆生養護学校の隣に、総合療育センターという重症心身のための施設がありますが、基本的には在宅の地域の方に返すという流れがあって、保護者の方も、まず家で、面倒を見られる限り面倒を見ながら、学校に通わせたいということがあるものですから。

○委員

ですから、保護者の方のニーズに合わせるという。

○次長

そうです。

○委員長

この会は、今年度も3回ぐらい？

○特別支援教育課長

年3回程度実施したいと考えています。

○委員長

教育機関、教育の場であることを本筋で考えていただいて、まとまらない途中であっても、必要なことであれば相談していただければと思います。

○特別支援教育課長

わかりました。

○委員長

特別支援学校の運動部って、あんまり意識したことがなかったんですけども、どんなのがあるんですか？

○特別支援教育課長

知的な学校であれば、陸上が中心。聾学校では陸上とか卓球とか。各学校とも卓球部であるとか、陸上部。琴の浦であればバドミントンやバスケットボールといったところもあります。

○委員

パラリンピックに出られそうな生徒さんとか、いらっしゃるんですか。

○特別支援教育課長

そうですね。強化指定を受けている、あるいは全国大会に優勝したというのが、知的の方でいたりします。

○委員

パラリンピックと聾学校のデフリンピックが、ちょっと分からないんですけど、どう違うんですか？

○特別支援教育課長

デフリンピックは、聴覚の障がいがある者だけの大会になっております。

○委員長

障がいの種類としては、パラリンピックの中に包含されるもので、独立しているわけではないんでしょうね。

○特別支援教育課長

確か、独立しています。

○委員長

では、パラリンピックにはデフの人、出ないんだ。

○特別支援教育課長

パラリンピックには、デフの人は出ていない。パラリンピックの中にも、一部知的障がいの方が参加できていない種目も実はありまして、以前、知的障がいと偽って参加をしていたというようなことがあったりして、一部対象種目から除外されていたスポーツもあります。パラリンピックの中に知的障がい者が完全に入っていないところもあります。基本的には、身体と知的の方が対象として入っています。

○委員長

身体障がいパラで、知的障がいスペシャルだと思っていましたが、パラリンピックの中にも知的が入っているんですか？

○特別支援教育課長

知的障がいも入っています。おっしゃるように、スペシャルオリンピックで知的がありますけど。

○委員

演習林の話についてはすごく良いと思いました。自然と触れあうということは気持ちの良いことでもありますし、該当校の生徒だけではなく、近隣地域の小学生ですとか利用してもらって。

○委員長

いいですね。鳥取県の魅力の一つですから。ただ、結構、山の中なんですよ。

○教育長

県境のところですから。

○委員

また事業が行われたときのことを教えてください。

○委員長

今でも、やっていらっしゃるのかもしれないですけど、倉農に限らず、智頭農林とかが、こういうふうに山を楽しむとか、林を楽しむみたいなことを、学校から地域への発信として、どんどんやっていただくと、私たちの生活に新しい光を与えてくれるというか、そういう可能性があるかなと思うんですけど、倉農以外でも、そういうことは行われているんですか？

○参事監兼高等学校課長

今回そういう観点もありまして、いわゆる林業として学ぶというよりは、子どもたちとの交流から県民に開かれた使い方をするために、何ができるかということをしっかり考えてやってみました。倉農は、そうやって取組んでいますけども、智頭農林の方は実際に林業関係のコースもありますので、そこでは木材加工というきちんとした職業教育もありますし、そのための間伐とか下刈りとかもありますし、楽しむというよりは授業としてやっていくということです。

○委員

選抜学力検査という言い方は何かに載っているんですか？

○参事監兼高等学校課長

一般に高校入試としての呼び方です。

○委員

検査なんですか。

○参事監兼高等学校課長

はい、検査です。ですから試験の検は馬への験ではなくて、木への検査なんです。その学校で学び得る力があるのか、検査することなんです。

○委員

理科が気になっていたんですが、誤答率が高くて。無答率はそうでもなかったんですが、誤答が高いというそんなことはなかったですか？

○参事監兼高等学校課長

理科の平均点は5教科の中では低く出ています。それは毎年なんですけれども、いろんな分野を必ず出すということがあったものですから、さらに、そのものの素材というよりは、たとえば、鳥取砂丘を取り上げて出すとか、ストレートに出さない部分があったようなことを、あるいは必要な語句を用いて適切に説明しなさいというようなことを少し課すわけです。そうすると、科学的な知識は持っていたにせよ、表現するという辺りで、なかなかできなかったかなという分析はしております。そういった科学的な思考力、いわゆる知識を組み立てていくようなものが何問かありまして、もちろん基礎的なものもありますが、理科というのは、どうしても自然現象を元に考えていくものですから、組み合わせというところが割と特有だったかなと、結果を分析しております。

○委員

そういう表現していくというのは、どの教科にも、その部分は課題としては上がってきているなどは感じていたんですけども、理科のところって、正答率18%と低かったと、力学的エネルギーとか辺りのところが、すごく低かったんだなと思って、それがその分野によっての、子どもたちの苦手な部分ということですか？

○参事監兼高等学校課長

そういうところは、あると思います。基本的なところは大体意識しているけれども。

○委員

それは、中学校としては意識して、やっぱり指導していくんですかね。

○教育次長

そうなると思います。

○委員

国語は相対的に良かったかなと思っていると、漢文って弱かったかなあと。これは、問題によるんですか？

○参事監兼高等学校課長

漢文は、基本的に、なかなか中学校段階で扱いにくい。県によっては出さないところもあつたりします。ですから、本県も漢文そのものというよりは、漢文を習うときに、基本的に学ぶ言葉の部分だけみているという形。中学校で勉強しているものは、すべて基本的に問うといったとこ

ろです。たとえば、楷書をひらがなに代えるとかについても、本県は少し出し過ぎで、これも特徴的だと言われています。まんべん無く出すという中で、漢文につきましても必要最小限のものを出しています。

○委員

あと、説明的文章なんかのところ弱かったりしたと思うんですけども、図書館教育とか、鳥取県は伝統的に力を入れてきて、いろんな読み物に触れていくということをしてきているので、そういうところで、ほんとにこういうところは、力が上がってくるはずなんですけども、なかなか現れないんですかね。

○参事監兼高等学校課長

読んで理解するということは良くできているというふうに、どの教科でも書いていますが、それをまとめて、その場面に合うように答えるというところは、かなり大きな能力といいますか、学習活動の質の差はあるというところなんです。年々良くなっているという実感は持っていますけれども、結果としてはもう少しというところなんです。どの学校でも、書いたり表現したりというところに重点を置くようになってきてはいますけれども、今後それぞれが、入試の成果に出てくるだろうと思っています。

○委員長

漠然とした質問ですけども、各都道府県で高校入試が行われるわけですが、問題の難易度というのは、大体どの都道府県でも、大きく同じぐらいで作られるものでしょうか。

○参事監兼高等学校課長

そうです。やっぱり、なんというか、経年で変化というものを見ますし、それは結果なんですけども、まずは、子どもたちがどういう勉強をしているかというのがありまして、極端に難しいところを出したり、優しいものを出したりというのは、不公平でもありますので。

○委員長

たとえば、鳥取県と兵庫県とか。島根県は？という横の関係は？

○参事監兼高等学校課長

かなりあります。大都市であればあるほど、割と一般的な部門からとなっておりまして、実は、各学校で独自の試験を作れることになっておりまして、本県でもそうなんですけども。東京都なんかでは、学校独自の問題を作って、そこだけ割と難しい問題になったり。

○委員長

鳥取県でも、学校によって違うんですか？

○参事監兼高等学校課長

学校で作れることになってはいますが、実際には作っていません。

○委員長

少し話が微妙にそれちゃうんですけども、高校に入った子どもを3年間で、どう伸ばすかというような課題を考えたとき、たとえば、それがセンター試験につながっていくものとかいうふうに考えると、単純に言って、220点以上取る子だと、千点満点の試験だと880点。単純計算でそうできるかどうかということですけども、そうするとどれぐらい鳥取県の高校教育が、そういうポテンシャルのある子を伸ばしていけるのかなあ、ということが、ちょっと今ふと思って。それで大体全国的な水準と言えるような学力検査になっているのかなというようなことを思ったもんですから。

○参事監兼高等学校課長

まず一つは、高校は子どもたちを指導する中で、入試点を参考にしながら、単独ですが考えています。他県とのレベルの差というものにつきましては、それぞれの県の事情があると思うんです。それで、本県の問題は業者のものを見ますと、やや難であったり、良問であると言われてきまして、ちょっと難しい目だというふうに思っております。

○委員

過去問が盗用されたというのもありましたね。

○参事監兼高等学校課長

それぐらい、いい問題だなあと。

○委員

受験産業の模試ですね、大学の入試などには随分参考にしていますよね。

○参事監兼高等学校課長

昨年度の英語の問題につきましては、文部科学省は模範とすべき問題の中に一部選ばれました。

○委員

学校図書館の支援センターですが、今まで業務としてはあったわけで、それをまとめてセンターに集約したというものでしょうか。それともセンターができて、新たに事業を始めたということでしょうか。

○図書館長

資料を見ていただきますと、私の説明の中で中心になるのは、職員が様々な講習へ講師として出向いたり、これは以前からやっていたもので、かなり学校からの要望を受けて取組んできています。今年度新たにセンターという名称を付けて新たに始めるのは、アイウのアの部分でして、徐々に学校図書館の活用というのは、就学前から高校までの見通しを持った取組の指針的なものを作ったり、あるいは新しく赴任した司書さんたちに、子どもたちにきちっとしたサービスや情報提供ができるようにハンドブックを作ろうと思っていまして、そういった取組を本年度、センターの取組の中で始める新しい事業です。

#### ○委員

このセンターというのは、他の都道府県にも先行事例というのはあるんですか？

#### ○図書館長

市町村には、幾つか例があります。近い所では島根県の安来市なんかで、安来市立図書館に、学校図書館支援センターという名前でやっておられるようでして、今回鳥取県で、県立図書館が始めたというのは全国初の取り組みで、安来市の方からも「すばらしいですね」ということで、「島根県でもこういった取組みを参考にさせていただきます」といったような便りもいただいております。図書館は、鳥取県の場合は、県立と市町村との連携が非常に進んでいる県ですので、県立に設けても県立学校だけではなくて、市町村を含めて、学校教育をバックアップするということに大いに意味があるということで、そういう形の取組みは全国初です。

#### ○委員

図書館というのは、毎年どんどん本が増えていきますね。学校で、どんどん本を増やすには限度があると思うんですね。たとえば、こういう県立図書館が中心になって、各学校にどんな本があるかというのをネットで結んで、どの学校も一定程度本は置いておかないといけないでしょうけども、共通に使えるような、そういう制度はできないかなと思うんですが。

#### ○図書館長

鳥取県では、県立図書館ですと百万冊程蔵書がありますけれども、これは県立図書館の財産ではなくて、公共図書館でも学校図書館でも含めて、やり取りができるネットワークを既に構築しておりますので、何か要望があれば、短時間でそこに届けたりとか、今は更に鳥大・大学の図書館等の連携ができていますので、かなり揃っているネットワークになっていますから、今、委員がおっしゃったように、学校によっては、なかなか図書費等に制約もあって揃えられないときは、ネットワークを活用していただければ、ほぼ要望に応えられる体制が整っております。

#### ○教育次長

ついこのあいだも、今話題になっているようなことが、話題になっていまして、事前に頼めば2日ほどあれば、現場にほぼ揃う。

○委員

小・中・高、どこにどんな本があるかというのは、大体分かっていますか？

○図書館長

わかっています。

○教育次長

授業で使うときには、同じ本が複数冊ほしいというケースが結構ありまして、自分のところには2冊しかないけど、同じものをよそからタイミングで何冊か借りてきて、1学級が使うという、学校ではそういう使い方をやっています。

○図書館長

それと、学校図書館と現場を見ますと、かなり古い本が除籍・廃棄されずにそのまま残って、それが場所を取ってしまって、新たな本が入ることは入るのに、一杯という状況があつてますし、県立図書館も無尽蔵に本が置けるわけではないので、廃棄する・除籍する基準をきちっと設けて、廃棄しつつ新しいものを補充していくということを、県と市町村ネットワーク全体の中で取り組みばどうかなと。

○委員

図書館は、本を揃えることが仕事だと思っておられる方が多いので、なかなか廃棄というのは難しいもので。

○教育次長

でも、学校は古い本が、すごいたくさんありますよ。かなり捨てて。

○委員

子どもが手に取らなくなっちゃったら、やっぱりそれは処分していかないと。

○委員長

私立学校との連携というのは、連携の中に入っているんでしょうか。

○図書館長

私立学校との連携は取れるように、協議会を作っていますので、その構成メンバーにも入っていただいてということです。先ほど教育次長が、2日間で配送というところになってくるといのは、少し自信がないですけども、私立の方とも連携を取っていくと。

○委員長

たしかに、いろんな学校へ行くと、結局図書室の広さって、なんだかんだ言っても限りがあるし、子どものときは図書室広いなあと思ったけど、今入ってみるとあんまり広くない。学校ごとで見ると、あまり広くないなあというのがあって、今度はどうするか、授業とかの連携の中で、うまく司書の人が必要な本を目立つところに並べてくれたりすると、非常に図書室の意味がクリアになってくるなと思ったりしています。

○委員

今は授業の中で、これが使いたいということを前もって言うておくと、それまでにきちっと図書館の先生の方が市立か県立の図書館に連絡して、それまでにちゃんと揃えてくださるということができると思いますね。

○委員

そういう意味では、鳥取県は進んでいると思います。

○教育長

県立の方でいろんなパッケージを作っておられて、こういう学習するにはこういう本があるという、教員の方がこれを見ていて、このパッケージを使ってそれを送ってもらうとかいう仕組みができています。

○委員長

システムはあるので、あとは使っていただけるかどうか。

○委員長

博物館のこの後の動きというのはどうなんでしょうか。一応3案出してもらって、事実上美術館かなあという流れにはあると思うんですけど。

○理事監兼博物館長

どこかで3案の中のどれかに絞り込まなければいけないんですけども、いつ絞り込むかなんですけども、これについて県民の電子アンケートを取っただけで、もうちょっと意見を聞かなければと思っていましたが、今回、知事選挙を通じて県民の意向も明らかになった部分があるということ踏まえれば、そのことを勘案しても、今の段階である程度3案の中では、美術館を外に新設すると。現在ある施設は自然・歴史博物館としてやっていくという方向性をそろそろ打ち出してもいいんじゃないかなろうかと。当然議会で議論してもらわないといけないんですけども、更には執行部の案を出して意見を出して。全く白紙で臨むというのも無責任ですから、知事部局とも相談をして、大体そういう方向でいいようだったら、教育委員会も含めて、教育委員会の方針とし

ては美術館を外に出すということで議会に提案したいと。そのための予算を審議してもらった過程で議会での議論をしてもらいたいと、そのように思っております。

○委員

仮に美術館になったときには、場所の選定の流れはどうなりますか？

○理事監兼博物館長

美術館でも、いろんな性格の美術館があると思いますけども、この報告書の中でも、都市型とか、郊外型とか言っていますけども、それ以外にもいろんな要素があると思います。そういう意味で、どういう美術館を作るのか、そういうことを考えないと、どんな場所に設置するべきかという話が、いきなり場所といっても、どんなものを作るのか分からないのに、どんな場所というわけにも。そういう意味で基本構想的なもの、たとえばどういう性格で、どういう理念で、どういう目的で、どういう機能を持った施設かを踏まえ、どういう場所だったらいいいのか、どんな施設・設備でどんな規模かということをお金などの面も含めて、ある程度見当をつけて、基本的なあり方みたいなものを整理する作業、それをある程度しなければいけないと。それを整理する中で場所も決まっていく。ただ、場所については、いろいろ議論があるでしょうから、候補地の選定調査みたいなこともしないといけないと思いますので、基本的なあり方をまとめる作業はけっこう時間がかかるかもしれません。今から1年間ぐらいかかるかもしれませんが、そういう作業を通じて場所が決まって、場所が決まれば基本的に進めていけるのかなあと思っておりますので、今後1年ぐらいは粛々とはいかないかなあと。

○委員

基本構想は、検討委員会みたいなものでやられますか？

○理事監兼博物館長

そうですね、そういうことでいきたいと思っております。その過程では何等かのかたちで県民の皆様のお意見を聞き、県民の皆さんと議論するというのを、間にはさんでいくということが必要だろうと思っております。

○委員長

合わせて、自然と歴史ということになると、現状の博物館ということになるんですけど、それをどういうようにしていくかということについても、とても重要なことだと思うので、しっかりと議論していただきたいと思っております。

○理事監兼博物館長

美術館をどういうものにするかという流れと並行して、現在の施設（自然と歴史）をどういうふうにしていくかという議論はしなければいけないかなと。ただ、これについては、今、博物館

協議会もありますし、去年そちらの方の議論が手薄になりましたので、今度は博物館協議会の方にもある程度相談しながら、やっていくようなかたちでもいいのかと思っています。新たな委員会までは立ち上げませんが、こちらの方の検討も並行して進めたらと思っています。

#### ○委員長

どうしても美術館の方に目がいっちゃうんですね。全国的な流れとしても、一つの観光資源にもなったりというようなことがあるんですけど、地域の教養とか文化みたいなことを下支えする場所として、自然とか歴史についてしっかりとした展示があり、且、そういうものってあまり展示が変わっていくものではないんですけども、どういう企画で地域の人たちにその意味とか面白さを伝えていくかということは、すごく大事だと思うので、必要な段階でソフト面も考える人的なものも含めて、しっかりとした対策ができるようになるといいなあと思います。

#### ○教育長

美術館のことで、ある程度方向性を絞って、事務的にですけども、検討を進めるという中で、違和感とか受けられる方はあるでしょうか。

報告書は、3案並立ですけども、よくよく読んでみると、美術分野が出ることで解決する課題が非常に多かったり、組み合わせによっては、残る分野の組み合わせが少し場所的にも窮屈になったり。違和感のある組み合わせが残ったりということで、美術分野を出すことが、一番自然でもあるのかなあと思いますし、先程館長が説明しましたが、電子アンケートでも過半数(50.6%)が美術館ということでございましたし、ずっと流れの中で県民の方も検討会にも参加できるようなかたちではありましたけれども、実際に出て来られたのは、鳥取の商工関係の方が出て来られたみたいで、実際に私も要望を受け取っているのが、場所はいろいろあるんですけども美術館を作ってくれということだけだったので。また、知事の公約でも異論がなかったということなので、そういう方向性がある程度決めてもいいのかなあと。

#### ○委員

博物館に皆行って、全部見せてもらって見学して、いかに場所が狭いかという問題を聞きまして、それを見た限り、美術品の収蔵が一番難しいですね。あの中では無理かなと思ったり。出ていくしかないかなあと。

#### ○委員

政策判断まではできないですけど、そういう判断はどこかで必要なわけです。

#### ○教育長

いろんなことはありますが、まずはここで、どういうスタートをするかを言わないと。

#### ○委員長

うまくやっていただけて良かったと思うんですけど。

○委員

博物館長さんが、どちらも管轄してやっていかれるんですか？

○理事監兼博物館長

今年度、そういう方向でいく場合には、先程ちょっと話させてもらいましたが、組織体制もちょっと強化してもらわないといけませんけど、それは博物館の中に美術館みたいな組織も作る予定ですので。

○教育長

そういったことも含めて、少し事務的に、いろいろ相談させていただくことになるのかなと。

○委員長

では、残りの報告事項については、時間の関係で省略をさせていただきたいと思います。いいでしょうか？

○（委員の同意の声）

○委員長

では、以上で報告事項を終わります。

#### 4 その他

○委員長

では、その他ということで何かありますか。

○委員

もしかして、ここで既に話題に出たかもしれないんですけど、「障害者差別解消法」が来年4月から施行になるんですが、これは学校だけじゃないですけども、合理的な配慮を求められます。教育委員会としてはこの件についてどういうふうに対応していったらいいのか。各学校に任ずということでもいいか。そういうわけにはいかんでしょうけれども。

○教育長

過去の実例みたいなものは、積み重ねはあるんですけども、学校現場レベルで考えられることと、施設のハード整備などを伴ったりすることで、事務局まで上がるものの両方があるんですけども、ある程度整理はしつつあるのかなと。

○教育総務課長

知事部局の方でも、来年度に向かって合理的配慮について県の組織全体として、どうしていくかというのを障がい福祉課を中心に、今準備が進んでいます。その方向性も見ながら、県なり行政としての対応ということで、改めてご相談が必要なときは、委員会の方にも上げて行く予定です。まだ、県全体としての方向とか基準が、国からなくて、昨年度に1、2回会議があつて、それに出席したりしています。また、知事部局とも連携を取りながら行っていきたいと思っております。

○委員長

けっこう難しいんでしょうか。

○教育長

国も結構考えているようで。

○教育総務課長

そういう意味では、法はできたんですけども、どういうところが、いわゆる合理的配慮の基準だというのが、ちょっとまだ明確に提示されていないので。この法の意図している範囲が。

○委員長

うちの鳥の劇場で、聞こえない人のために字幕を出しているんですけど、この間、聞こえない方がいらして、このシステムを見て「これはこれでいいんだけども、字幕を目で追わなければいけないので、短い時間で字幕を目で追えない人もいるから、簡易にした字幕も出してくれないか」という話があつて、なるほどそういうニーズもあるんだなと思つて。たとえば、どこまでを合理的配慮と考えるのかというのは、正直いつて線が引けないじゃないですか。だから、これはもう社会の中で揉まれて、結果としてとりあえずは、現時点としてはここですよというのを見つけていかなければいけないので、それこそさっきの特別支援学校の話じゃないけど、どこまでがそれなのかということは、けっこう、もめる可能性があると思うんですね、心構えも含めて。

○委員

専門家の意見を聞かんとわからんですよねえ。

○委員長

私からも一つ。ちらっと、前に教育長にも申しあげたんですけども、小学校の先生なんかと話をしているときに、県教委が考えていることが、市町村の小中学校に、あんまり見えないんだという話をお聞きしたことがあつて、さっきの報告の中でも教育局の会議をお持ちになったということがあつたんですけども、教育局なんか通じてどうやって市町村教委とも連携をしながら、がすごく大事かと思うんですけど、今年どういう形でそれを進めていくのかをお聞きしたい。

#### ○教育長

まず教育局が必ず市町村教育委員会と一緒に学校現場に出かけていきます。その時に県が考えていることを県教委として伝えていく。訪問の主目的は新採教員をみるということなんですけれども、併せて、学校運営全般、学力向上は、今年はこのことをきちっと決めて、それをどの学校にも言っていく。あるいは、学校によっては、この教科のこういうところ、スポーツのこういうところというような話も、教育局と事務局とが、今年はこれでいこうという認識を固めて、それを市町村教委と連携して徹底してやるということを考えていて、教育次長にも今年も引き続き、市町村にも出かけて行ってもらおうと思っています。教育局との意見交換も毎月定例的に、一度は集まるようにしましょうということを決めて、今年度1回目をやったところです。ある程度はやっているんですけども、学校現場からは分かりにくいということ、逆によく分からん部分があるんですけども。今まで入ってきた情報量に比べると随分学校現場は、少ないんだと思うんですね。

#### ○委員

考え方として、何をしてくれるかみたいなことが、具体的には耳に入ってきていないということじゃないですか。アクションプランとして、今年はこのをする、というのが一杯あるじゃないですか。それはもちろん、自分の関心のある部分について、県教委の方でこういうことをやってくるとかというのが、ちゃんと伝達されていないんじゃないですかねえ。

#### ○委員長

でも、おそらく伝わっているという意味では、何かでされていると思うんです。書類では行っていないはずはないですけどねえ。具体的には、前の教育局長で。

#### ○教育長

教育局長をやっておられたときに入ってきた情報とは、随分違うということでしょう。1回ご本人に聞いてみないと。

#### ○教育次長

たぶん、校長先生は、自分で進めたい分野のところがあって、そのところにもうちょっと手が打てないかということをおられると思います。幼児教育です。幼と小学校とのつなぎのところにもうちょっと手が入らないかという大きな課題を持っておられます。そこに、県が何等かの手が打てないかということはずっと言っておられました。

#### ○委員長

具体的なことを目指しておられるんですか。

○教育次長

全般のことは承知しておられますので。

○委員

教育局の方が確かに学校に来られることはありますが、県がどういったことに重点的に取り組んでいこうとしているかなどのは話は時間的にも難しいのが実情ですね。校長として、県教委から出されるものを見ながら自校の中での課題を踏まえて、取捨選択して充実させていくということがあります。ただ、すべてを受け止めることは難しいです。

○教育次長

最近、授業研究会に県の指導主事が、どんどん入らせてもらっているの、こちらの見方のその学校の課題だとか、良さだとかを、市町村と一緒にやっていくというのが、一番いい方法だと思っています。校長会の役員会に、担当課だけでなく次長と一緒に、こちらの気持ちをもう少し説明させてもらえるような場面を増やした方がいいんじゃないかと考えています。

○小中学校課長

それに関連して、昨日小学校長会理事会という会がありました。中学校長会の理事会も年に数回ございます。その会の中で、県が何をしようとしているのかをしっかりと感じていただいて、現場の先生方にきちんと伝えていただくという形、動きを作っていきたい。ただ、こういう選択肢があったのかということが後になってわかることがある。また、市町村立学校においては市町村教委からの情報の方がどうしても多いので、そちらの方の対応を優先してしまいがち。あと要請訪問のように校内の研究を充実させるために教育局にお願いして指導主事にきてもらってすごく充実したという例もある。そういう意味では、教育局との連携はとっていましたが、やっぱり、それも学校による。現場の先生方の感覚の中には、市町村教育委員会の向こうに県教委があるという感覚であって、採用のときと、何かがあったときぐらいにしか、県教委を意識しないというのが、わかりやすくいうとそんな感じです。我々も情報の出し方に工夫しなければいけないと思います。

○委員長

どういうふうに見てもらうのが良いのでしょうか。

○小中学校課長

端的に言えば、県教委に対して研究指定校というような形をさせられているという感じじゃなくて、県教委から支えてもらっているんだという感覚を持ってもらうようにすることですね。一緒になって応援しますよということを、発信したいと思います。

○教育次長

義務教育は市町村教委が主ですから、そこと連携して、県は頼りになるなと思われるようにするのが一番じゃないかと思います。

○委員

県の教育局は、こっちが思う以上に、学校側に返してくださっていて、とても良かったと思いますね。先生方の指導力を上げていくのに。そういう感覚をもって学校側も接していくとよいのでは。

○委員

選挙ポスターではないけど、「今年はこれをやります」というようなことを、職員室に貼ってもらうのも。月の目標みたいな形で。

○委員

校長会で、教育局から毎月のようにお話はいただいていたんですけども、それは、校長・教頭・教務の辺では共有してましたけれども、全部の職員が目につくようなことはやってなかったのかもしれない。とてもいい事例なんかはいただくんですけども。そういうようにすれば良かったですね。

○委員

宣伝しないとね。日々の忙しさで、何をしてくれているのかということが全然伝わらない。

○委員長

それでは、本日の定例教育委員会は、これで閉会します。次回ですが、5月14日です。よろしくをお願いします。